

○農林水産省告示第百九十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年一月二十九日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後		改正前	
備考 1・2 (略) 3 1の成分量並びに2の成分量及び値は、次のとおりとする。 第1章 (略) 第2章 アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 1 (略) 2 配合飼料の非フィチン態りんの成分量 (略)		備考 1・2 (略) 3 1の成分量並びに2の成分量及び値は、次のとおりとする。 第1章 (略) 第2章 アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 1 (略) 2 配合飼料の非フィチン態りんの成分量 (略)	
フィターゼの種類	算出方法	フィターゼの種類	算出方法
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の（141） フィターゼ（その1）	(略)	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の（139） フィターゼ（その1）	(略)
同（141） フィターゼ（その2の（1））	(略)	同（139） フィターゼ（その2の（1））	(略)
同（141） フィターゼ（その2の（2））	(略)	同（139） フィターゼ（その2の（2））	(略)
同（141） フィターゼ（その2の（3））	(略)	同（139） フィターゼ（その2の（3））	(略)
同（141） フィターゼ（その2の（4））	(略)	同（139） フィターゼ（その2の（4））	(略)
同（141） フィターゼ（その2の（5））	(略)	同（139） フィターゼ（その2の（5））	(略)
同（141） フィターゼ（その2の（6））	(略)	同（139） フィターゼ（その2の（6））	(略)

<u>同 (141)</u> <u>フィターゼ (その2の(7))</u>	<u>飼料 1 kg 当たり 478 フィチン酸分解</u> <u>力単位を添加した場合</u> <u>0.10</u>	(新設)	(新設)
3・4 (略) 別表第1～別表第3 (略)		3・4 (略) 別表第1～別表第3 (略)	